

頂いたご意見

「前書き」の今回追加された「・・・倫理的に明快でタイムリーな対応・・・」という表現が、何をイメージされているのかが分り難い気がします。

何か具体的な出来事を想定されているのでしょうか？

倫理委員会からの回答

ご指摘の通り「・・・倫理的に明快でタイムリーな対応・・・」という表現が分かりにくいだけでなく、この文章全体が分かりにくかったので、訂正します。以下に訂正した前文すべてを示しますが、下線部がご指摘を踏まえて訂正したところです。

我々日本原子力学会会員は、原子力技術がエネルギーの安定供給や放射線の利用など人類に大きな価値をもたらすが、一方で大きな災禍をも招く可能性があることを深く認識する。その上に立って原子力の平和利用に携わることができる誇りと使命感を抱き、人類の福祉と持続的発展ならびに地域と地球の環境保全への貢献を強く希求する。

我々は、原子力の研究、開発、利用および教育に取り組むにあたり、公開の原則のもとに、自ら知識・技能の研鑽を積み、自己の職務と行為に誇りと責任を持つとともに常に自らを省み、社会との調和を図るよう努め、法令や規範を遵守し、安全を確保する。

我々は、現代が、科学技術を社会に結び付けている企業ならびに行政、研究、教育等諸機関に、倫理的な活動、とりわけ説明責任を果たせる活動を求めている時代であると認識する。

これらの実践のため、我々は日本原子力学会倫理規程をここに制定する。

前文にこれを追加した意図は、日本において社会が原子力関係者に求めている今日的なものを強調することにあります。もちろん以前から倫理的な活動を求められていたのですが、その要望は今日ますます高まっています。「結果がよければいい」「安全性に影響を与えなければいい」という態度は許されなくなっています。倫理的な活動が求められているだけではありません。その活動の目的・方法・成果等について説明することも求められるようになっています。説明責任を果たせなければ倫理的活動ではないことを強調しました。

この文章を追加するにあたって具体的な事例を念頭に置いたわけではありませんが、原子力界で生じた多くの不適切な行為は、この今日的な社会の要望に応えきれていないことを示すものです。「安全性に影響がないのに世間は騒ぎすぎる」と考えたり、「難しくてどうせ理解されないだろうから説明しない」としていかないかなど、日本原子力学会会員は真摯に省みるときだとして、今回この文章を追加しました。なお、より具体的なことは行動の手引5-5などに記述してあります。5-5の条文にも説明責任はタイムリーになされねばならない旨を追記しました。ご指摘ありがとうございました。

頂いたご意見

3-3に含まれるかも知れませんが、トラブル等に関する「情報の共有化」についても記載されては？

倫理委員会からの回答

情報の共有化は大切であり、明示的に示すべきとのお考えを拝承し、行動の手引 3 - 3 . を次のように訂正します。

< 経験からの学習と技術の継承 >

3 - 3 . 会員は、経験から教訓を学び取る。特に原子力施設の事故や故障の経験からは、できるだけ多くのことを学び、その再発防止および類似の事故や故障の未然防止に努めるとともに、情報を共有化し、技術・知見の継承に努める。

なお、「事故や故障の経験からできるだけ多くのことを学ぶ」の中には、自社だけでなく他社の経験から学ぶことも含まれ、ここでも情報の共有化を促しています。しかし防止対策なども含めて情報の共有化を進めるためには、情報を獲得する側の努力だけでなく提供する側の努力も必要です。「情報の共有化」を明示した理由はそこにもあります。ご指摘ありがとうございました。

頂いたご意見

社会に受け入れられる、安心を得るためには、何よりも信頼性が必要であるが、昔に比べて権威に対する信頼性が大きく低下しているため、会員個々の行動が信頼を得るしかない困難な時代であるような時代認識も必要ではないでしょうか？

倫理委員会からの回答

「昔に比べて権威に対する信頼性が大きく低下している」というご指摘は深く考えると正しいかどうか難しいところです。権威とは自発的に同意・服従を促すような能力や関係のことを言いますが、信頼される組織、信頼される個人こそが真の意味で権威を持った存在となると考えます。威嚇や武力によって強制的に同意・服従させる能力を権力といますが、かつて人々を従わせていたのは権威というより権力だったかもしれません。時代認識として倫理規程に書き込むにはやや不明確な認識であり、またこれを特記することで会員にどのような行動を促そうとしているのかもはっきりしませんので、あえて書かないことにさせていただきます。なお、「昔に比べて権威に対する信頼性が大きく低下している」から「会員個々の行動が信頼を得るしかない」とのお考えには賛成できません。組織の信頼を得るよう努力することも、個々人の信頼を得ることと同様に大切なことです。そして信頼される組織や個人は社会から権威ある存在として認められます。信頼獲得のための努力の必要性については、憲章 2 条や 5 条などに既に明記しております。